

経済産業省



## 《経済産業省》

表 17-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更 平成23年6月27日改正 平成26年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	<input type="radio"/> 平成 26 年度から 28 年度までの 3 年間
	2 事前評価の対象等	<input type="radio"/> 原則として、法第9条及び法施行令第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事前評価を実施する。
	3 事後評価の対象等	<input type="radio"/> 政策体系に掲げる政策について、アウトカムに関する目標及び目標達成度を把握するための指標を設定し、原則として毎年度、目標の達成に向けた進捗状況又は達成度合いについて実績評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において明らかにする。 <input type="radio"/> 「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき事後評価を実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	<input type="radio"/> 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<input type="radio"/> 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。
実施計画の名称	平成 26 年度経済産業省事後評価実施計画（平成 26 年 6 月 19 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<input type="radio"/> 事後評価の対象：27施策を対象 <input type="radio"/> 事後評価の方法：評価対象となる政策を主管する局等の長は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 17-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の 内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：35 件 (租税特別措置等) 〔表 17-3-ア〕	実施することが妥当	35	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	35
	事業評価方式：19 件 (規制) 〔表 17-3-イ〕	規制の新設・改廃が妥当	19	評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした	19
	事業評価方式：9 件 (研究開発事業) 〔表 17-3-ウ〕	実施することが妥当	9	評価結果を踏まえ、評価対象施策を実施することとした 〔概算要求及び機構・定員要求への反映〕 （概算要求に反映 9件）	9
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：27 件 (目標管理型の政策評価) 〔表 17-3-エ〕	目標達成	7	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】
			相当程度進展あり	17	〔概算要求及び機構・定員要求への反映〕 （概算要求に反映 22件 機構・定員要求に反映 16 件 (うち、機構 7 件、定員 16 件)）
			測定せず(注)	3	〔事前分析表への反映〕 （測定指標を変更 9件）
	事業評価方式：3 件 (公共事業) 〔表 17-3-オ〕	事業の継続が妥当	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 〔概算要求及び機構・定員要求への反映〕 （概算要求に反映 3 件）	3
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) 具体的な測定指標・目標値の決定後に検証することから、目標達成度合いの測定が行われていないものである。

表 17-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

## 1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の 35 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 17-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
<b>1 経済産業</b>	
1	車体課税の抜本的見直し
2	特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長
3	技術研究組合の所得計算の特例の本則化
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
5	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
<b>2 個別産業</b>	
6	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバランス製造業）
7	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
8	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長
<b>3 対外経済</b>	
9	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置（国税）
10	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置（地方税）
<b>4 中小・地域</b>	
11	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
12	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長
13	中小企業者等の法人税率の特例の拡充
14	非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の拡充
15	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）
16	軽油引取税の課税免除の特例措置（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）
17	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）
18	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
19	特定再開発建築物等の割増償却制度の延長
20	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長
21	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創設
<b>5 エネルギー・環境</b>	
22	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）
23	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）
24	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
一	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長（再掲）
25	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
26	ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置
27	コーチェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長
28	引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長
29	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長
30	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源開発事業）
31	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）
32	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
33	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
34	熱供給事業法の改正に伴う所要の税制措置
<b>6 保安・安全</b>	
35	互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表17-4-(1)参照。

(2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 10 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 4 月 28 日、7 月 7 日、9 月 24 日、11 月 5 日、27 年 3 月 6 日、3 月 16 日、3 月 27 日及び 3 月 30 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 17-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	薬事法改正に伴い新たに定義される再生医療等製品に係る製造販売の承認を特許権の存続期間の延長登録の理由となる処分に追加するべく措置を講じる政策
2	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制
3	ストックホルム条約対象貨物の仮陸揚げ行為の特例等に関する輸出規制の見直し
4	サッシ及びガラスの熱損失防止性能の向上を進める政策
5	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令における試験研究及び分析用途に関する暫定措置の期限延長を図る政策
6	我が国の現下のエネルギー市場をめぐる状況に鑑み、電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度の抜本的な改革を講ずる政策（10 件）
7	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における特定排出者等の拡大
8	製品に使用されるフロン類の環境影響度の低減を義務づける対象品目（①エアコンディショナー、②硬質ウレタンフォーム、③噴霧器）を定める。
9	産業競争力強化法上の規制の特例措置の創設
10	特定家庭用機器廃棄物に係る再商品化等基準の引上げ

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)）の表 17-4-(2) 参照。

(3) 平成 27 年度予算概算要求に当たり、以下の 9 研究開発事業について事前評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度事前評価書（個別事業評価書）」として公表。

表 17-3-ウ 研究開発事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	次世代ロボット中核技術開発
2	ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト
3	課題解決型福祉用具実用化開発支援事業
4	医療機器性能の高度化、身体機能の再生・回復技術の開発（「未来医療を実現する医療機器システム研究開発事業」新規テーマ）
5	燃料電池利用高度化技術開発実証事業
6	高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発
7	革新的エネルギー技術国際共同研究開発事業
8	原子力発電所等金属廃棄物利用技術開発
9	二酸化炭素回収技術実用化研究事業

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)）の表 17-4-(3) 参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 26 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の 27 施策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度経済産業省事後評価書」として公表。

表 17-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>1 経済産業</b>			
1	経済基盤	相当程度進展あり	引き続き推進
2	新陳代謝	相当程度進展あり	引き続き推進
3	イノベーション	相当程度進展あり	引き続き推進
4	基準認証	目標達成	引き続き推進
5	経済産業統計	目標達成	引き続き推進
<b>2 個別産業</b>			
6	ものづくり	相当程度進展あり	引き続き推進
7	サービス	相当程度進展あり	引き続き推進
8	クールジャパン	相当程度進展あり	引き続き推進
9	IT	目標達成	引き続き推進
10	流通・物流	相当程度進展あり	引き続き推進
<b>3 対外経済</b>			
11	国際交渉・連携	目標達成	引き続き推進
12	海外市場開拓支援	目標達成	引き続き推進
13	貿易投資	相当程度進展あり	引き続き推進
14	貿易管理	目標達成	引き続き推進
<b>4 中小・地域</b>			
15	経営革新・創業促進	相当程度進展あり	引き続き推進
16	事業環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
17	経営安定・取引適正化	相当程度進展あり	引き続き推進
18	地域産業	目標達成	引き続き推進
19	福島・震災復興	相当程度進展あり	引き続き推進
<b>5 エネルギー・環境</b>			
20	資源・燃料	測定せず（注 2）	引き続き推進
21	新エネルギー・省エネルギー	測定せず（注 2）	引き続き推進
22	電力・ガス	測定せず（注 2）	引き続き推進
23	環境	相当程度進展あり	引き続き推進
<b>6 保安・安全</b>			
24	産業保安	相当程度進展あり	引き続き推進
25	製品安全	相当程度進展あり	引き続き推進
26	商取引安全	相当程度進展あり	引き続き推進
27	化学物質管理	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表17-4-(4)参照。

2 具体的な測定指標・目標値の決定後に検証することから、目標達成度合いの測定が行われていないものである。

(2) 事業評価方式を用いて、「平成 26 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業について事後評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 26 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 17-3-オ 工業用水道事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業（3事業）	事業の継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表17-4-(5)参照。

別表

政策体系(経済産業省)  
※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ  
([http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/26fy\\_yosangaku.pdf](http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/26fy_yosangaku.pdf)) 参照

